質 疑 書

令和 年 月 日

京都府知事 様

	氏名(又は会社名)			
氏 名				
	連絡先:	TEL	FAX	
調達品名	京都府庁本庁庁舎で使用する電力			
履行場所	京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 地内			
[質問事項]				
(事	項)	(事 項 の 説 明)	

【注】

- 1 質疑書の提出期間、回答の期限
- (1) 質疑書の提出期間:令和2年9月11日(金)から令和2年11月2日(月)まで
- (2)回答の期限:令和2年11月12日(木)まで
- 2 全指名業者へ、FAX送信により、回答することを原則とします。
- 3 質疑書は、持参又はFAX(075-414-5450)により、京都府総務部府有資産活用課施設管理係(075-414-4044)へ連絡の上提出してください。郵送は認めません。
- 4 質疑事項は、明瞭・簡潔に記載してください。
- 5 質疑事項のない場合には、提出する必要はありません。 期限までに提出のない場合は、質疑事項がないものとして取り扱います。
- 6 質疑事項がない場合は回答しません。
- 7 入札・契約手続き等の事務的な質問についても、質疑期間等は同様とします。